

# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について

第170回安全衛生分科会資料

# 日本の健診（検診）制度の概要

## 全体像

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査（健康診断）を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。（医療保険者や事業主は任意に実施）

（乳幼児等）  
妊娠・出産後1年・  
小学校就学前

### 母子保健法

【対象者】 1歳6か月児、3歳児

【実施主体】 市町村 **<義務>**

※その他の乳幼児及び妊産婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを勧奨

児童生徒等

### 学校保健安全法

【対象者】 在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時の健康診断については小学校入学前の者

【実施主体】 学校（幼稚園から大学まで） **<義務>**

被保険者・被扶養者

うち労働者

その他

39歳

### 医療保険各法

（健康保険法、国民健康保険法等）

【対象者】 被保険者・被扶養者

【実施主体】 保険者 **<努力義務>**

### 特定健診

### 高齢者医療確保法

【対象者】 加入者

【実施主体】 保険者 **<義務>**

### 高齢者医療確保法

【対象者】 被保険者

【実施主体】 後期高齢者医療広域連合 **<努力義務>**

### 労働安全衛生法

【対象者】 常時使用する労働者※労働者にも受診義務あり

【実施主体】 事業者 **<義務>**

※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施

※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。

### 健康増進法

【対象者】 住民  
（生活保護受給者等を含む）

【実施主体】 市町村 **<努力義務>**

【種類】

- ・歯周疾患検診
- ・骨粗鬆症検診
- ・肝炎ウイルス検診
- ・がん検診  
（胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診）
- ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導

※上記以外に、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診について、保険者や事業主が**任意**で実施や助成を行っている。

# 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目

定期健康診断の検査項目は以下のとおり。

## 定期健康診断の検査項目

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 血圧の測定
- 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTPの検査）
- 血中脂質検査  
（LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査）
- 血糖検査
- 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 心電図検査

## 定期健康診断等の目的、項目の要件

労使及び専門家等による「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」報告書（平成28年）では、定期健康診断等の目的、項目の要件等について、次のように結論している。

- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断等は、その目的が、常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換などの事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどである。
- また、労働安全衛生法においては、定期健康診断等の実施、異常所見者への医師等の意見を勘案した時短などの就業上の措置が事業者の義務、保健指導の実施が事業者の努力義務とされていることなどを踏まえると、定期健康診断等の診断項目は、当該診断項目単独、又は他の項目と併せて、義務とされている就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものであり、その上で、努力義務である保健指導においても活用するものであることが必要である。

※なお、労働安全衛生法70条の3においては、健康診断の項目等について健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならないとしている。

# 労働安全衛生法に基づく健康診断及び事後措置の概要

(健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針)

健康診断の実施 → 健康診断を行った医師の判定 (異常なし、**要観察、要医療等**)

異常所見者

## 異常所見への医師の意見

(産業医又は労働者の健康管理等を行うに必要な医学に関する知識を有する医師が適当)

- ・ 労働時間等の情報及び職場巡視の機会の提供
- ・ 必要に応じた労働者との面接

- ・ 就業区分の意見 (通常勤務、就業制限 (就業場所の変更等)、要休業)
- ・ 作業環境管理・作業管理に関する意見

任意の再検査・  
精密検査

任意の  
結果の提出

労働者からの意見聴取

事業者による就業上の措置 (就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置) の決定

健康診断結果は、労働安全衛生法第66条の8に基づく長時間労働者に対する面接指導を行う際の脳・心臓疾患のリスク評価としても活用されている。

# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等の検討の経緯

## 検討の経緯

- 平成28年に開催した検討会において、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の各診断項目等の妥当性等について検討されたが、急速に進む高齢化の中、職業生活が長期化してきているとともに、女性の就業率の増加に伴って、女性特有の健康課題への対応の重要性が一層高まっているほか、前回の検討以降、健康診断についての医学的知見が集積されてきている。
- 政府の規制改革実施計画では、定期健康診断について、最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目（検査頻度を含む。）及び検査手法について所要の検討を行い、令和6年度に結論を得ることとされた。
- 女性版骨太の方針2023では、「事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加する」とされ、骨太の方針2023では、「女性版骨太の方針2023に基づき、（中略）事業主健診の充実（中略）等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する」とされた。
- 女性版骨太の方針2024では、「働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、プライバシーに十分配慮した上で、事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）において、月経随伴症状や更年期障害等の早期発見に資する項目を問診等に加え、その実施を促進する。（中略）さらに、健康課題が把握された従業員に対し、事業主が行うことが望ましい対応について、ガイドラインや指針などを作成することを検討するとともに、女性の健康に関する取組の好事例等を事業主に周知する。」と記載されている。

# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会

## 1 目的

労働安全衛生法に基づく一般健康診断については、平成28年に、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」において各診断項目等の妥当性等について検討されたところだが、近年及び今後の労働者の健康を巡る情勢としては、急速に進む高齢化の中、職業生活が長期化してきているとともに、女性の就業率の増加に伴って、女性の健康課題への対応の重要性が一層高まっている。また、前回の検討以降、健康診断についての医学的知見が集積されてきている。

こうした中、政府の規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）では、定期健康診断について、最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目（検査頻度を含む。）及び検査手法について所要の検討を行い、令和6年度に結論を得ることとされた。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）では、「事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加する」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」（令和5年6月16日閣議決定）では、「女性版骨太の方針2023に基づき、（中略）事業主健診の充実（中略）等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する」とされたところである。

こうした状況を踏まえて、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について、検討することとする。

## 2 検討事項

- (1) 最新の医学的エビデンスに基づく現行の一般健康診断の検査項目等の妥当性について
- (2) 労働者の健康課題の変化を踏まえた一般健康診断の検査項目等について
- (3) その他関連する事項について

## 3 構成員名簿

荒井 秀典	国立長寿医療研究センター理事長	富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
及川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事	中野真規子	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター疫学研究部部长
大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長	星野 寛美	関東労災病院働く女性専門外来担当産婦人科医師
大須賀 穰	東京大学大学院医学系研究科産婦人科学教授	増田 将史	産業医科大学特命講師（ストレス関連疾患予防センター）
岡村 智教	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授	松岡かおり	公益社団法人日本医師会常任理事（第5回～）
神村 裕子	公益社団法人日本医師会常任理事（第1回～第4回）	宮本 俊明	日本製鉄株式会社東日本製鉄所統括産業医
亀澤 典子	公益社団法人全国労働衛生団体連合会専務理事	武藤 繁貴	公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会理事
鈴木 重也	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長	森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学教授
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授	吉村 典子	東京大学医学部附属病院22世紀医療研究センター □□モ予防学講座特任教授
立石清一郎	産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター教授		
立道 昌幸	東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学教授		
田中 栄	東京大学大学院医学系研究科外科学専攻 感覚・運動機能医学講座教授		

# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 (中間とりまとめより) ①

「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」(以下「検討会」という。)で、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について検討を行っているところ、これまでの検討結果を中間とりまとめとして、以下の結論を得た。検討会では、現行の健診項目、その他労働者の健康確保に必要な健診項目について、引き続き、検討を行っていく予定。

## 女性特有の健康課題に関する項目について

- 一般健康診断の機会を活用し、女性労働者本人への気づきを促し、必要な場合には、産婦人科医等女性特有の健康課題に係る診療を専門とする医師(以下「専門医」という。)への早期受診を勧奨し、また、女性特有の健康課題に対する配慮について申し出を行いやすい職場づくりにもつなげるよう、一般健康診断問診票に女性特有の健康課題(月経困難症、月経前症候群、更年期障害等)に係る質問を追加することが適当。

**質問：女性特有の健康課題(月経困難症、月経前症候群、更年期障害など)で職場において困っていることがありますか。**

① はい、② いいえ

- 健康診断を実施する機関(以下「健診機関」という。)で健康診断を担当する医師(産業医が健康診断を実施する場合も含む。以下「健診担当医」という。)は、この質問に「①はい」と回答した労働者に対して、必要に応じて、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診を促すことが適当。



# (参考) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の検査項目等について

## 既往歴の調査等

- ・ 既往歴及び業務歴の調査
- ・ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

## 検査項目

- ・ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ・ 胸部エックス検査及び喀痰検査
- ・ 血圧の測定
- ・ 貧血検査
- ・ 肝機能検査
- ・ 血中脂質検査
- ・ 血糖検査
- ・ 尿検査
- ・ 心電図検査

- ・ 血清クレアチニン検査

## 一般健康診断問診票※1 (既往歴の調査等除く)

- ・ 健康について相談したいことの有無
- ・ 特定健康診査の「標準的な質問項目」

労働安全衛生法に基づく  
定期健康診断の検査項目

医師が必要と認めた場合には、  
実施することが望ましい

※2

**女性特有の健康課題に  
関する質問を追加**

※1：「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について（令和5年7月31日基発0731第1号、保発0731第4号）において、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の検査項目を同時に実施する場合に用いるよう示している標準的な問診票

※2：労働者の受診義務と事業者の事後措置の実施義務は課されない

# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 (中間とりまとめより) ②

## 女性特有の健康課題に関する項目について

- 質問に対する労働者の回答は、健診機関から事業者に提供しないこととする。
  - ※ この点について検討会では、労働者本人が希望するのであれば、事業者を提供してもよいのではないかという意見があった。一方、現時点では、一般に女性特有の健康課題とその業務起因性等との関係が明らかにされていないことから、労働者が受診した専門医の意見（適切な配慮の内容等）とともに事業者申し出ることを出発点とすべきとの意見があった。
- 厚生労働省において、女性特有の健康課題を抱える個々の労働者と事業者をつなぐ観点から、望ましい対応を、健診機関向けマニュアルに示すこととする。
  - 労働者が女性特有の健康課題で職場において困っている場合、専門医の早期受診を勧奨すること、その上で、専門医の診断書を持って事業者に相談することは可能であること（既に、専門医の診断を受けている場合も同様に可能であること）を健診機関向けマニュアルにおいて明示。
- 女性特有の健康課題で職場において困っている労働者を対象に、自らが事業者に女性特有の健康課題に関する相談を行うことは現時点であっても可能であるとともに、その場合には、専門医による診断書等を示すことが望ましいことを事業者向けガイドラインにも明示する。なお、これらの取扱いについては、あらかじめ衛生委員会等において、労使間で十分に話し合うことが考えられる。
- 望ましい職場環境の拡充等の観点から、女性特有の健康課題に配慮した職場環境を積極的に推進する企業においては、労働者に説明した上で、女性特有の健康課題に係る質問における労働者の回答を集計した情報（以下「集計情報」という。）を健診機関より入手し、取組みに活用することが考えられる。
  - ※ 労働者のプライバシーに配慮するために、受診できる健診機関が複数ある場合を含め、1つの健診機関あたりの受診者が例えば10人未満の場合など個人が特定されやすい場合は、集計情報を提供しないことが必要である。また、自分の回答を集計情報に使用されたくない場合は、本人の意思を確認の上、集計情報を使用させないようにすることが必要。

# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 (中間とりまとめより) ③

## 女性特有の健康課題に関する項目について

- 検討会では、男性の更年期障害についても一般健康診断に含めるべきではないか、問診項目で特に男女を区別して聴く必要はないのではないかという意見もあったが、業務起因性等に係る知見が乏しい項目を労働安全衛生法のスキームに追加することは極めて抑制的であるべきとの意見や、現時点では、男性の更年期障害という疾患概念自体に曖昧さがあることに加え、労働者個人の精神的な状態が前面に出やすく、鑑別の課題もあり、健康診断における問診でのスクリーニングが困難であるとの意見があった。
- **男性の更年期障害については、**自分の抱えている不調が更年期の症状であるという理解促進を促すことについて、問診とは別に検討を進めて欲しいとの意見があった。
- **厚生労働省は、更なる医学的知見の集積を踏まえ、必要に応じて検討していくこととする。**

# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 (中間とりまとめより) ④

## 歯科に関する項目について

- 労働者の口腔の健康の保持・増進は重要であることから、事業者が行う健康保持増進措置において、口腔保健指導をより一層推進していくことは重要であるものの、**業務起因性又は業務増悪性、就業上の措置等のエビデンスが乏しいことを踏まえると、問診を含め、労働安全衛生法に基づく一般健康診断に歯科健診を追加することは困難。**
- ※ 現在、職場における歯科医師による健康診断として、事業者には、塩酸、硝酸、硫酸等の有害物を取り扱う労働者を対象に、労働安全衛生法第66条第3項に基づく歯科医師による健康診断を実施することが義務づけられており、有害物による歯牙酸蝕等に係る検査が行われている。
- ※ また、令和6年度より、リスクアセスメント対象物へのばく露による健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断された労働者を対象に、医師又は歯科医師によるリスクアセスメント対象物健康診断を行うことが義務づけられ、リスクアセスメント対象物の有害性を踏まえ、必要な検査を行うこととされている。
- ※ 歯科疾患について、これまでの労災疾病臨床研究、厚生労働科学研究において、業務起因性又は業務増悪性を示す明らかな知見は得られていない。また、日本歯科医師会から提供された資料でも、確認できなかった。
- **事業場における労働者の健康保持増進のための指針に「歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導」が盛り込まれているが、現状では十分に実施されているとは言えないことから、今後、好事例を展開する等普及啓発を強化することにより、歯科受診に繋げる方策を検討することとしてはどうか。**
- **歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導について、職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間の周知等の機会を捉えて、改めて、周知を強化することが可能ではないか。**

# 中間とりまとめを踏まえた労働安全衛生法に基づく 一般健康診断の検査項目等（案）

## 女性特有の健康課題に関する項目について

- 一般健康診断の機会を活用し、女性労働者本人への気づきを促し、必要な場合には専門医への早期受診、また、女性特有の健康課題に対する配慮について申し出を行いやすい職場づくりにつながるよう、
  - 一般健康診断問診票に女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害等）に係る質問を追加してはどうか。
  - 質問に対し、健康課題があると回答した労働者に対して、健診機関が必要に応じて、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診を促してはどうか。
  - 厚生労働省において、女性特有の健康課題を抱える個々の労働者と事業者をつなぐ観点から、望ましい対応を、健診機関向けマニュアル及び事業者向けガイドラインに示すこととしてはどうか。
- 男性の更年期障害について、厚生労働省は、更なる医学的知見の集積を踏まえ、必要に応じて検討していくこととしてはどうか。

## 歯科に関する項目について

- 一般健康診断に歯科健診を追加することは困難であるものの、労働者の口腔の健康の保持・増進は重要なことを踏まえ、
  - 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の更なる推進を図るため、今後、「歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導」に係る好事例を展開する等普及啓発を強化することにより、歯科受診に繋げる方策を検討することとしてはどうか。
  - 歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導について、職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間の周知等の機会を捉えて、改めて、周知を強化することとしてはどうか。

## 參考資料

# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 開催経緯

## **第1回 令和5（2023）年12月5日**

- （1）労働安全衛生法に基づく一般健康診断の現状について
- （2）本検討会の議論の進め方について

## **第2回 令和6（2024）年1月25日**

- （1）労働安全衛生法に基づく一般健康診断の現状と課題等に関する構成員からのヒアリング
  - ・鈴木構成員（一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長）
  - ・大下構成員（日本商工会議所産業政策第二部長）
  - ・星野構成員（関東労災病院働く女性専門外来担当産婦人科医師）

## **第3回 令和6（2024）年5月10日**

- （1）労働安全衛生法に基づく一般健康診断の現状と課題等に関する構成員からのヒアリング
  - ・及川構成員（全国中小企業団体中央会常務理事）
  - ・富高構成員（日本労働組合総連合会総合政策推進局長）
- （2）「労働安全衛生法における一般定期健康診断の検査項目等に関する社会状況等の変化に合った科学的根拠に基づく検討のための研究」報告
- （3）その他

## **第4回 令和6（2024）年6月21日**

- （1）論点案について
- （2）女性の健康に関する事項について
  - ・「職場における女性の健康保持増進のための効果的な産業保健活動の確立に向けた研究」中間報告

## **第5回 令和6（2024）年7月19日**

- （1）女性の健康に関する事項について

## **第6回 令和6（2024）年8月21日**

- （1）女性の健康に関する事項について

## **第7回 令和6（2024）年9月20日**

- （1）労働者の健康確保に必要な健診項目について
  - ・山本参考人（公益社団法人日本歯科医師会常務理事）

## **第8回 令和6（2024）年10月18日**

- （1）中間とりまとめ（案）について
  - ・女性特有の健康課題に関する項目について
  - ・歯科に関する項目について

## 健診項目を検討する際の要件、着眼点

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等は、その目的が、常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換などの事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどである。

また、定期健康診断等の診断項目は、当該診断項目単独、又は他の項目と併せて、義務とされている就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものであり、その上で、努力義務である保健指導においても活用するものであることが必要である。 出典：「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」報告書（平成28年）

- **対象とする健診項目**：検討する健診項目（以下「検査」という。）で分かる健康に関連する事象（以下「健康事象」という。）は何か（対象となる健康事象について原則として無症状であること。）。
- **業務起因性又は業務増悪性**：検査で分かる健康事象又は検出可能な危険因子が業務に起因する又は業務によって増悪するか。
- **事後措置**：検査によって有所見とされた者に対して、事業者が実施できる事後措置（就業上の措置）は何か。過度に就業制限をかけることの不利益の可能性はないか。
- **検査の目的、対象、方法**：検査の目的と対象集団、検査方法、検査頻度が明確か。
- **検査の精度及び有効性、基準値**：検査の精度及び有効性、適切な基準値が示されているか。
- **健診の運用**：検査は巡回健診でも実施可能か。対象となる労働者全員に対して実施可能か。
- **検査費用**：検査の1件あたりに要する費用を事業者が許容できるか。
- **健康情報の把握**：結果を事業者が把握することになるが、事業者が把握する健康情報として許容できるか。

※ 労働安全衛生法70条の3においては、健康診断の項目等について、健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならないとしている